

21 監査公表第7号

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに第2項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成21年5月18日

福岡市監査委員	光 安	力
同	江 藤	博 美
同	竹 本	忠 弘
同	大 松	健

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに第2項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

1 監査の種類 定期監査及び行政監査

2 監査の対象，区分，範囲及び実施期間

(1) 監査の対象局，区分，対象期間及び実施期間

ア 会計室

(事務監査)対象期間	平成20年1月から同21年1月まで
実施期間	平成20年12月2日から同21年1月30日まで

イ 保健福祉局

(事務監査)対象期間	平成20年1月から同21年2月まで
実施期間	平成20年11月26日から同21年2月3日まで
(工事監査)対象期間	平成18年10月から同20年9月まで
実施期間	平成20年12月1日から同21年2月16日まで

ウ 農林水産局

(事務監査)対象期間	平成19年12月から同20年12月まで
実施期間	平成20年11月28日から同年12月25日まで

エ 住宅都市局

(事務監査)対象期間	平成19年5月から同21年1月まで
実施期間	平成20年11月27日から同21年1月30日まで

オ 東区役所

(事務監査)対象期間	平成19年12月から同20年12月まで
実施期間	平成20年11月27日から同年12月18日まで
(工事監査)対象期間	平成18年10月から同20年9月まで
実施期間	平成20年12月1日から同21年2月16日まで

カ 博多区役所

(事務監査)対象期間	平成20年1月から同21年1月まで
実施期間	平成20年11月28日から同21年1月9日まで
(工事監査)対象期間	平成18年10月から同20年9月まで
実施期間	平成20年12月1日から同21年2月16日まで

キ 中央区役所

(事務監査)対象期間	平成19年12月から同21年1月まで
実施期間	平成20年11月27日から同21年1月28日まで
(工事監査)対象期間	平成18年10月から同20年9月まで
実施期間	平成20年12月1日から同21年2月16日まで

- ク 南区役所  
 (事務監査)対象期間 平成20年1月から同年12月まで  
 実施期間 平成20年11月27日から同年12月25日まで  
 (工事監査)対象期間 平成18年10月から同20年9月まで  
 実施期間 平成20年12月1日から同21年2月16日まで
- ケ 城南区役所  
 (事務監査)対象期間 平成20年1月から同21年1月まで  
 実施期間 平成20年11月28日から同21年1月16日まで
- コ 早良区役所  
 (事務監査)対象期間 平成20年1月から同21年1月まで  
 実施期間 平成20年11月28日から同21年1月22日まで
- サ 西区役所  
 (事務監査)対象期間 平成19年12月から同20年12月まで  
 実施期間 平成20年11月27日から同年12月15日まで
- シ 福岡市選挙管理委員会事務局  
 (事務監査)対象期間 平成20年1月から同21年1月まで  
 実施期間 平成20年11月27日から同21年1月22日まで
- ス 東区選挙管理委員会事務局  
 (事務監査)対象期間 平成20年1月から同21年1月まで  
 実施期間 平成20年11月27日から同21年1月13日まで
- セ 博多区選挙管理委員会事務局  
 (事務監査)対象期間 平成20年1月から同21年1月まで  
 実施期間 平成20年11月28日から同21年1月9日まで
- ソ 中央区選挙管理委員会事務局  
 (事務監査)対象期間 平成20年1月から同21年1月まで  
 実施期間 平成20年11月27日から同21年1月26日まで
- タ 南区選挙管理委員会事務局  
 (事務監査)対象期間 平成20年1月から同21年1月まで  
 実施期間 平成20年11月27日から同21年1月15日まで
- チ 城南区選挙管理委員会事務局  
 (事務監査)対象期間 平成20年1月から同21年1月まで  
 実施期間 平成20年11月28日から同21年1月16日まで
- ツ 早良区選挙管理委員会事務局  
 (事務監査)対象期間 平成20年1月から同21年1月まで  
 実施期間 平成20年11月28日から同21年1月20日まで
- テ 西区選挙管理委員会事務局  
 (事務監査)対象期間 平成20年1月から同21年1月まで  
 実施期間 平成20年11月27日から同21年1月19日まで
- ト 農業委員会事務局  
 (事務監査)対象期間 平成19年12月から同20年12月まで  
 実施期間 平成20年11月26日から同年12月22日まで
- ナ 議会事務局  
 (事務監査)対象期間 平成20年1月から同21年1月まで  
 実施期間 平成20年11月28日から同21年1月16日まで

(2) 監査の対象事務

事務監査は各局区室及び行政委員会所掌の財務に関する事務及び事務の執行を、  
 工事監査は各局区所掌の工事等を対象とした。

3 監査の方法

監査は、前記の対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、事務監査は別表1の課等において抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表2から別表6までの工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

#### 4 テーマ監査

今回の事務監査及び工事監査においては、複数の部局等に共通する事務事業の中から監査のテーマを設定し、チェックや比較検証を行う「テーマ監査」を局別監査に併せて実施した。

#### 5 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、一部の局区において注意、改善を要する事項等が見受けられた。

##### (事務監査)

##### (1) 局別監査

###### ア 会計室

特に指摘する事項はなかった。

###### イ 保健福祉局

##### (ア) 物品(タクシー乗車券)管理事務において適正な事務処理を求めるもの

タクシー乗車券の交付に当たっては、責任者は、使用の目的、理由等を確認し、必要性を判断したうえで、押印して交付しなければならない。しかしながら、平成20年度におけるタクシー乗車券未使用分について、責任者印をまとめて押印しているものが多数見受けられた。

タクシー乗車券は金券であり、事故防止の観点からも、福岡市タクシー借上事務取扱要綱等に基づき適正に管理されたい。

(総務課、こども病院・感染症センター事務局)

##### (イ) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法等に基づく特別弔慰金、特別給付金等の支給事務手続について注意を求めるもの

「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」等に定める特別弔慰金や特別給付金は、戦没者の遺族等からの請求に基づき裁定が行われ、戦没者の遺族等に対して、市区町村を通じて、特別弔慰金国庫債券等が国から交付されるものである。また、請求者の死亡や行方不明等により国債を交付できない場合は、援護事務の手引きに基づき当該国債を市区町村の管轄する法務局に供託することになっている。しかしながら、次のような不適切な事例が見受けられた。

特別弔慰金や特別給付金の支給事務手続に当たっては、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法等に従い、適切に事務処理されたい。

a 請求者の死亡や行方不明等により、相続人等の調査や居所不明者等の調査に期間を要し、多額の国債を交付できないまま、長期間、総務課金庫内に保管されていた。

b 金庫内に保管されていた国債のうち、3件の特別交付金(引揚者特別交付金国庫債券)については、「国債ニ関スル法律」の規定による時効完成により換金できないため、遺族等への支給ができない状況であった。また、法務局への供託もできない状況であった。

(地域福祉課)

##### (ウ) 「福岡市老人クラブ連合会運営及び活動事業補助金」の交付について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

市は、補助事業の完了の報告を受けたときは、「福岡市補助金交付規則」をはじめ関係要綱等に基づき、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その成果が補助金の交付決定の内容に適合するものであるのかどうかを調査確認しなければならない。また、調査の結果、是正を要すると認め

られる場合には、速やかに必要な措置を指示するなど、補助事業が適正に完了していることを確認の上、補助金の額を確定しなければならない。しかしながら、平成19年度「福岡市老人クラブ連合会運営及び活動事業補助金」の交付先団体((社団)福岡市老人クラブ連合会)の出納事務において、次のような事例が見受けられ、不適切なものとなっていたにもかかわらず、十分な調査確認を行わないまま事業完了と認め、補助金の額を確定し精算していた。

本補助金の交付に当たっては、「福岡市補助金交付規則」及び「福岡市老人クラブ連合会運営及び活動事業補助金交付要綱」に則り、補助対象経費とそれ以外の経費を明確にし、交付先団体に周知、指導するとともに、補助事業の成果の調査確認を適切に行うなど、適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。

本補助金のうち、「特別活動事業補助金」の出納事務について、東区、中央区、城南区、早良区及び西区老人クラブ連合会を抽出して監査したところ、次のような事例が見受けられた。

- a 「実施報告書」に記載された支出額が、実績と相違しているものがあった。
- b 「福岡市老人クラブ連合会運営及び活動事業補助金交付要綱」(平成17年4月1日施行)が周知されておらず、補助対象外経費(食糧費等)の支出額を補助対象経費として計上していた。
- c 立替払をしているものが多数あった。
- d 「他都市研修会」において、飲食を伴う支出をしているものがあった。参加者負担金と補助金が充当されているが、補助対象経費とそれ以外の経費の区別が明確でなく、そのあり方について検討すべきである。

(社会参加推進課)

- (I) 福岡市健康づくりセンター図書資料室の供用時間について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

福岡市健康づくりセンター図書資料室については、福岡市健康づくりセンター条例及び同施行規則並びに福岡市健康づくりセンターの管理に関する基本協定に則り、適正に管理しなければならない。しかしながら、同図書資料室について、平成17年度から、供用時間の変更において、必要な手続きが整わないまま、同施行規則で定める供用時間と異なる時間で運営していた。

(保健予防課)

#### ウ 農林水産局

- (ア) 物品購入代金の支払に長期日数を要していたものについて注意を求めるもの

物品購入代金の支払に当たっては、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成19年度の物品購入契約事務において、履行完了確認後、支払までに長期日数を要しているものが多数見受けられた。

物品購入代金の支払に当たっては、速やかに事務処理を行うよう注意されたい。

(漁港課)

- (イ) 「鮮魚市場消防設備保守点検業務委託」契約について適正な事務処理を求めるもの

委託契約による業務が完了したときは、契約書等に基づき、完了検査により履行の確認を行わなければならない。また、検査の結果、是正を要すると認められる場合には、速やかに必要な措置を指示するなど、契約関係書類に定める業務が適正に履行されていることを確認の上、委託料を支出しなければならない。しかしながら、平成19年度「鮮魚市場消防設備保守点検業務委託」契約事務において、報告書の点検箇所数が、設計書と相違しているものが多数あったに

もかかわらず，報告内容の確認や設計書との照合等を行わないまま業務完了と認め委託料を支出していた。

点検箇所数は，契約金額に影響するものであり，正確な数量を把握の上指示するとともに，完了検査において，指示どおりに履行されていることを確認する必要がある。

委託契約事務に当たっては，設計内容を十分精査するとともに，報告書類の検証や実地調査など適正な履行確認を行われたい。

(鮮魚市場)

## エ 住宅都市局

### (ア) 委託契約について適正な事務処理を求めるもの

委託契約による業務が完了したときは，福岡市契約事務規則等に則り，完了検査により契約内容が適正に履行されていることを確認しなければならない。しかしながら，履行期間内に委託業務が完了していなかったにもかかわらず，業務完了と認めている事例が見受けられた。

委託契約の執行管理及び履行確認に当たっては，適切な事務処理を行われたい。

(耐震・安全推進課，緑化推進課)

### (イ) 物品購入契約について適正な事務処理を求めるもの

a 物品の購入に当たっては，使用時期や必要数量を把握した上で，計画的かつ効率的に発注し，予定価格が10万円を超えるものについては福岡市契約事務取扱規程に基づき2者以上から見積書を徴し，福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則に定める金額以上のものは契約課において契約しなければならない。しかしながら，発注日が同一若しくは近接しており，契約課で一括契約すべきところを分割して原課で契約しているものや，2者以上から見積書を徴すべきところを分割して1者見積で契約しているものがあつた。

今後，物品の購入に当たっては，必要数量等について十分な検討を行い，計画的かつ効率的に行うとともに，適正な契約事務を行うよう注意されたい。

(伊都区画整理事務所，動物園)

b 物品の購入に当たっては，使用目的や使用時間，必要数量を把握した上で，計画的かつ効率的に発注するとともに，経済性も考慮しなければならない。しかしながら，賃貸借により契約しているOA機器(パソコン)のマウスについて，故障等の理由により，平成19年度に11個，平成20年度に5個，計16個のマウスを購入していた。リース期間切れで買取した数台を除いては，当該賃貸借契約にマウス本体が故障した場合の保守も含まれており，経済性の観点から購入の必要性は認められなかった。

(伊都区画整理事務所)

## オ 東区役所

特に指摘する事項はなかった。

## カ 博多区役所

### (ア) 実施協定書の整備について注意を求めるもの

指定管理者制度による公の施設の管理を行う場合，市と当該施設の指定管理者との間で協定書を取り交わし，その業務範囲や履行状況の確認方法等，必要事項を明確に定めておく必要がある。しかしながら，博多区が所管する「福岡市博多区(中洲川端地区に限る。)内の自転車駐車場の管理に係る実施協定書」において，「指定管理者が行う業務及び報告書様式等は，仕様書に定める。」と明記しているにもかかわらず，その仕様書が協定書に添付されておらず相手

方に交付されていなかった。

実施協定書で定めた業務内容については、その履行状況が確認できるように注意されたい。

(生活環境課)

(イ) 自動車臨時運行許可事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

自動車臨時運行許可事務において、区は道路運送車両法第35条第6項の規定により臨時運行の許可をした場合は、許可等の有効期間満了したその日から5日以内に、許可を受けた者から臨時運行許可書及び臨時運行許可番号標を返納させなければならない。また、返納されない臨時運行許可書及び臨時運行許可番号標があるときは、自動車臨時運行許可取扱基準第11条に基づき、電話又ははがき等により督促し速やかに回収を図らなければならない。さらに、許可を受けた者が番号標を紛失等したときはその実費を弁償させ、当該番号標の無効処理を行い、その旨を所轄の警察署長及び福岡陸運支局長に通知するとともに、失効を告示しなければならない。しかしながら、平成19年4月受付分以降、返納されなかった許可書等の督促を長期間放置し、実査日(平成21年1月6日)直前の平成20年12月26日にまとめて督促状を送付していた。

今後、自動車臨時運行許可事務に当たっては、道路運送車両法等関係法令に則り、適正な事務処理に努められたい。

(市民課)

キ 中央区役所

特に指摘する事項はなかった。

ク 南区役所

特に指摘する事項はなかった。

ケ 城南区役所

特に指摘する事項はなかった。

コ 早良区役所

(ア) 現金取扱事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

区出納員は、区現金取扱員が現金領収帳にて収納した現金について、収納金引継書等の関係書類とともに引き継ぎを受け、現金領収帳の原符等の検査を行い、日々の現金出納の状況を現金出納簿により明らかにしておかなければならない。しかしながら、平成20年度の単年度事業である「元気モリモリさわらっこ」講習会参加費及び早良区めじゃーリーグに挑戦登録料等において、収納された現金の払い込みは滞りなく行われていたが、次のような不適切な事務処理が見受けられた。

今後、現金取扱事務に当たっては、福岡市会計規則等に則り、適正な事務処理を行われたい。

a 区出納員は引き継ぎに当たって、区現金取扱員から収納金引継書・収納した現金・現金領収帳を提出させ、現金を引き継ぐと同時にその検査をしなければならないこととなっているが、収納金引継書が全て作成されておらず、現金領収帳の原符の検査も行っていないかった。

b 区出納員は、収納金の取扱状況を現金出納簿に記帳し、収納金の出納を明らかにしなければならないが、現金出納簿が全て作成されておらず、日々の現金残高の照合も行っていないかった。

c 区現金取扱員に現金領収帳を交付しているにもかかわらず、現金領収帳受払簿に交付記録がなく、現金領収帳の取扱いにおいても、現金領収帳表紙の区出納員の証明印がないなど不十分な点が散見された。

(健康課)

- (イ) 指定管理者に対し基本協定書等の遵守について必要な指導を行うよう注意を求めるもの

指定管理者制度による公の施設の管理を行う場合、指定管理者は従来の委託よりも広範な権限と責任を持つことから、その権限と責任について基本協定書等で明確に定め、履行状況を適宜把握しておく必要がある。しかしながら、早良区が所管する自転車駐車場に係る管理運営業務において、次のような事例が見受けられた。

基本協定書等で定めた管理運営業務については、その履行状況を適宜把握し、必要に応じ適切な指導を行うよう注意されたい。

- a 地方自治法第244条の2第7項並びに基本協定書第16条第1項及び第18条第1項によれば、指定管理者は駐輪場の効果的かつ効率的な管理及びサービスの向上の観点から、管理運営の状況について毎年度自己評価を実施し、事業報告書を市に提出しなければならないが、提出させていなかった。
- b 基本協定書第21条第1項によれば、指定管理者は、各年度の2月末日までに、翌年度の事業計画書を市に提出しなければならないが、提出させていなかった。

(生活環境課)

- (ウ) 国民健康保険高額療養費の支給事務について適正に行うよう注意を求めるもの

国民健康保険高額療養費の支給事務において、支給される金額(52,938円)の一部(4,501円)を被保険者の同意を得て、当該被保険者の国民健康保険料の未納分に充てたものの、その残額(48,437円)を被保険者に支給しないまま、長期間金庫に保管していた。

今後、金庫の点検を徹底するとともに、高額療養費の支給事務に当たっては、適正に処理されたい。

(保険年金課)

#### サ 西区役所

物品の発注について適正な契約手続を行うよう注意を求めるもの

物品の発注に当たっては、使用時期や必要数量を把握し、効率的な発注を行うとともに経済性も考慮しなければならない。また、契約に当たっては、福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則等に基づき、予定価格の金額に応じ所掌する契約担当課に契約を依頼しなければならないが、10万円を超える物品の発注に当たっては、2者以上から見積書を徴して競争により行わなければならない。しかしながら、平成20年度西区役所庁舎案内表示物の印刷契約において、次のような不適切な事例が見受けられた。

物品の発注に当たっては、契約事務規則等関係法令に則り、適正な契約手続を行われたい。

(ア) 一括発注すべき案件を、分割発注していた。

(イ) 表示物印刷であるにもかかわらず、カラー複写契約及び青写真焼付契約の一部としていた。

(ウ) 成果品を4月に納入させていたにもかかわらず、契約を6月に締結していた。

(総務課)

シ 福岡市選挙管理委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。

ス 東区選挙管理委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。

セ 博多区選挙管理委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。

- ソ 中央区選挙管理委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
- タ 南区選挙管理委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
- チ 城南区選挙管理委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
- ツ 早良区選挙管理委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
- テ 西区選挙管理委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
- ト 農業委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
- ナ 議会事務局  
特に指摘する事項はなかった。

(2) テーマ監査

今年度のテーマ監査は、本市が補助金、負担金その他の名目により現金を交付している団体(実行委員会形式のものを含む。)の所有に属し、かつ業務上の必要性から本市職員が管理している準公金等の適正管理について、定期監査の中で年間を通して行った。

その結果、次のような事例が見受けられた。

まず、交付先団体において、効果的な事業の執行や、契約手続をはじめとする出納経理事務が不適切であったため、改善を求めた。また、交付先団体から提出された「報告書」等の内容が事実と相違し用途が確認できなかったものがあつたにもかかわらず、十分確認しないまま事業完了と認め交付金の額を確定していたため、履行確認を十分行うよう注意を求めた。

その他、指摘には至らなかったものの、平成19年9月から施行された「福岡市準公金等取扱事務処理要領」で定める規程(会則・会計規則等)を整備していないものや、書面による意思決定が不十分な団体も見受けられた。

準公金等の交付先団体については、その事務局が本市にあることから、決裁権者は、さらなる適正な執行管理やチェック機能の強化を図りたい。

(工事監査)

(1) 局別監査

ア 保健福祉局

設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めらるもの

a 平成18年度「平成18年度堅粕1号墓地隣接家屋除却工事」

(契約金額 349万1,250円)

本工事は建物の解体撤去を主な目的とした工事であるが、入札に際しては事前に建物の構造、面積、水道設備の撤去工事等を記した資料を参考内訳書として入札参加者に配布していたが、契約図書には建物の構造、面積、水道設備の撤去工事の工事内容を明示する図書が添付されていなかった。

発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、図面等による明示が必要である。

今後は十分注意して契約のための適正な図書の作成を図りたい。

(生活衛生課)

b 平成19年度「福岡市民病院空気調和設備機器保守点検業務委託」

(契約金額 1,573万4,250円)

本委託は病院内の空調設備を年間にわたって保守点検する業務委託であるが、

発注者側として空調設備の年間保守点検スケジュールが明確に示されておらず、計画性のない業務委託となっていた。業務の適正な履行のために各機器の保守点検内容に見合った保守点検スケジュールを明確にすべきであった。

また、委託料の支払いは四半期毎の均等払いとしていたが、保守点検計画を作成し、スケジュールを明確にしたうえで点検業務量に応じた支払いとすべきであった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(市民病院)

#### イ 東区役所

設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

##### a 平成 17 年度「県道志賀島和白線歩道改良工事」

(契約金額 6,721 万 8,900 円)

本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないように交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。本工事の当初契約図書においては、交通誘導員の配置人員等が明示されていたが、設計変更を行った際に、施工内容を変更したこと等により交通誘導員の人員を変更したにもかかわらず変更後の契約図書には明示されていなかった。

発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(地域整備課)

##### b 平成 18 年度「市道 2 香椎若宮線段差解消工事」

(契約金額 3,710 万 4,900 円)

本工事の歩車道境界ブロックには基礎工が必要であるが、歩車道境界ブロックの設計積算において、基礎工の費用を計上すべきところ、計上していなかった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(地域整備課)

##### c 平成 19 年度「美和台 2913 号線外 10 路線道路側溝工事」

(契約金額 2,839 万 4,100 円)

本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないように交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。しかし、本工事の契約図書において交通誘導員の配置人員等が明示されていなかった。

発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。

なお同様の設計積算内容については前回(平成 18 年度)の区の監査でも注意を行っており、効果的な事務改善がなされているとはいえない。

適正な設計積算を図られたい。

(維持管理課)

#### ウ 博多区役所

(ア) 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

##### a 平成 19 年度「東光寺竹下春吉線道路改良(舗装)工事」

(契約金額 2,781 万 1,350 円)

本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないように交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。本工事の当初契約図書においては、交通誘導員の配置人員等が明示されていたが、設計変更を行った際に、施工内容を変更したことにより交通誘導員の人員を変更したにもかかわらず変更後の契約図書には明示されていなかった。

発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(地域整備課)

b 平成 19 年度「桧原比恵線（宮島跨道橋）補修工事」

(契約金額 3,958 万 5,000 円)

本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないように交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。しかし、本工事の契約図書において交通誘導員の配置人員等が明示されていなかった。

また、設計変更を行った際に、施工内容を変更したことにより交通誘導員の人員を変更したが、変更後の契約図書においても明示されていなかった。

発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(維持管理課)

(イ) 施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

a 平成 18 年度「清流公園駐輪場バイク進入防止柵設置工事」

(契約金額 1,115 万 8,350 円)

本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、同法第 12 条の規定により請負者は発注者に必要事項を記載した書面を交付しなければならないとあるが、なされていなかった。さらに、発注者は同法第 11 条等の規定に基づき上記書面の内容を記した通知書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、提出していなかった。

今後は、適正な施工管理に努められたい。

(地域整備課)

b 平成 18 年度「吉塚 676 号線歩道設置工事」

(契約金額 3,349 万 6,050 円)

本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、発注者は、同法第 11 条等の規定に基づき通知書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、通知書を提出していなかった。

今後は、適正な施工管理に努められたい。

(地域整備課)

(ウ) 設計積算及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

a 平成 19 年度「西月隈 1922 号線外 4 路線防護柵設置工事」

(契約金額 2,043 万 7,200 円)

(a) 本工事は転落防止柵やガードレール等を設置する工事であるが、その中の

転落防止柵の材料単価について、市で統一した単価があるのでその単価を適用すべきところ、別途見積りを徴集しその見積りにより決定した単価により積算した結果、過大な設計となっていた。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

- (b) 本工事において、工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが、その変更の中で、発注時の設計書においてガードレール共架転落防止柵材料の単価及びビームパイプ付ガードレール設置単価を誤って積算していたということを理由に、工事内容の変更に関わりのない同単価を修正変更して積算を行い、請負代金額の変更がされていた。

請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており、契約書に定めのない部分の変更を行ったことは、適切な契約変更ではなかった。

今後は、適正な設計積算を図るとともに適正な契約事務に努められたい。

(地域整備課)

- b 平成 18 年度「美野島アンダーパス路面冠水システム改良工事」

(契約金額 3,321 万 8,850 円)

本工事の設計において、電線の配線歩掛に関する土木工事標準積算基準書の適用を誤ったことで各種電線の単価を誤っていた。

その後、工事途中に工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが、その変更の中で、当初設計において電線の単価を誤って積算していたということを理由に、工事内容の変更に関わりのない同単価を修正変更して積算を行い、請負代金額の変更がされていた。

請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており、契約書に定めのない部分の変更を行ったことは、適切な契約変更ではなかった。

今後は、積算基準を十分に理解し適正な設計積算を図るとともに適正な契約事務に努められたい。

(維持管理課)

- (I) 施工管理及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

平成 19 年度「清流公園駐輪場バイク進入防止柵設置工事(その 2)」

(契約金額 546 万円)

本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、同法第 12 条の規定により請負者は発注者に必要事項を記載した書面を交付しなければならないとあるが、なされていなかった。さらに、発注者は同法第 11 条等の規定に基づき上記書面の内容を記した通知書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、提出していなかった。

また、同法第 13 条に基づき再資源化等に要する費用等を書面に記載することとなっているが、記載した書面がなかった。

今後は、適正な施工管理及び契約事務に努められたい。

(地域整備課)

## エ 中央区役所

- (ア) 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

- a 平成 18 年度「市道千代今宿線(天神)歩道舗装工事」

(契約金額 9,460 万 7,100 円)

本工事の歩道舗装にはタイルが使用されているが、その中で 100 mm × 200 mm のサイズのタイルを使用した床タイル張りの設計積算において、誤って多くの

施工手間がかかる小さいサイズのタイルの歩掛を適用していた。その結果、設計計上した床タイル張り費が高額となっていた。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(地域整備課)

b 平成 19 年度「市道千代今宿線(城内)歩道改良工事」

(契約金額 3,243 万 300 円)

本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないように交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。本工事の当初契約図書においては、交通誘導員の配置人員等が明示されていたが、交通管理者との協議により交通誘導員の配置人員を変更したにもかかわらず設計変更後の契約図書には配置人員等が明示されていなかった。

発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(地域整備課)

(イ) 施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

平成 18 年度「1 級市道博多駅草ヶ江線道路舗装補修工事」

(契約金額 5,009 万 250 円)

「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」及び「同施行規則」では、産業廃棄物の発生見込量が 500 m<sup>3</sup>以上の事業者は「産業廃棄物の処理計画」を市長に提出することとなっている。本工事において、産業廃棄物の発生見込量は 500 m<sup>3</sup>以上であったが提出されていなかった。このことに関し、「工事現場における施工体制の点検要領」では工事監督業務として官公庁への届出等の点検が義務づけられているが、「産業廃棄物の処理計画」に対する点検が不十分であった。

今後は、適正な施工管理に努められたい。

(維持管理課)

(ウ) 施工管理及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

平成 18 年度「長浜公園外 1 箇所駐輪施設設置工事」

(契約金額 1,942 万 5,000 円)

本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、発注者は、同法第 11 条等の規定に基づき通知書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、通知書を提出していなかった。

また、同法第 13 条に基づき再資源化等に要する費用等を書面に記載することとなっているが、記載した書面がなかった。

今後は、適正な施工管理及び契約事務に努められたい。

(自転車対策推進課)

オ 南区役所

(ア) 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

平成 19 年度「国道 385 号道路改良(その 2)工事」

(契約金額 8,250 万 6,900 円)

本工事の設計積算において、車道部掘削工の掘削機械をバックハウ規格山積

0.28 m<sup>3</sup>としていたが、土木工事標準積算基準書では掘削土量 50,000 m<sup>3</sup>未満の場合に使用するバックホウ規格は山積 0.8 m<sup>3</sup>とあるので、バックホウ規格山積 0.8 m<sup>3</sup>により積算すべきであった。掘削機械の適用規格を誤ったため過大な掘削工費となっていた。

また、取付道路のアスファルト舗装工において、施工時間帯を夜間から昼間施工に設計変更した。その際に、機械施工であるのに機械施工の費用と人力施工の費用を計上していたが、人力施工の費用は不用であった。さらに機械施工の単価に夜間割増額を含んで設計積算していたが、夜間割増額を含まない機械施工単価により設計積算すべきであった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(地域整備課)

(1) 施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

a 平成 19 年度「カヌー艇庫新築工事」

(契約金額 670 万 4,040 円)

本工事で新築したカヌー艇庫は、建築基準法第 18 条第 2 項により計画の通知を、同条第 14 項により工事の完了の通知を建築主事にしなければならない建築物である。事前の計画の通知はなされていたが、工事の完了の通知が建築主事にされていなかった。

今後は法令等を遵守されたい。

(地域振興課 財政局施設建設課関連)

b 平成 18 年度「市道大楠 3212 号線道路舗装工事」

(契約金額 3,357 万 7,950 円)

本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、発注者は、同法第 11 条等の規定に基づき通知書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、通知書を提出していなかった。

今後は、適正な施工管理に努められたい。

(地域整備課)

(2) テーマ監査

今回は、「小規模工事について、その契約から検査、支払いまでの行政事務が適法、適正になされているか」をテーマとして監査を実施した。

なお、博多区役所、中央区役所、南区役所については、特に指摘する事項はなかった。

ア 保健福祉局

テーマに基づき発注課において契約がなされた工事 14 件について監査を行ったところ、次のような改善を要する事例が見受けられた。

工事の契約に係る様式を用いて発注すべきであったが、物品の契約に係る様式を用いて発注した不適切な工事が 6 件見受けられた。工事では設計書、図面、仕様書で工事予定額、工事内容を記述し発注者としての意図を提示する必要があるが、また、かし担保の設定や監督員、検査員の指名、工事記録写真の整備、監督、検査等で工事の品質の確保が行われなければならない。これらは契約事務規則等に規定されており、これらを満たした様式として工事請負契約に係る様式がある。物品の契約に係る様式では、本来工事が求める条件を満たしておらず、基本的な事務処理が理解されていないといえる。

関係法令の理解と適正な事務処理に努められたい。

また、所在がわからないとの理由により工事書類の提出がなされず、監査できなかった工事が 2 件あった。

工事書類の保管について、適正な文書管理を徹底されたい。

イ 東区役所

テーマに基づき区役所において契約がなされた工事32件について監査を行ったところ、次のような改善を要する事例が見受けられた。

監督員が指名されていないもの、建設業退職金共済制度に係る報告書がないものなど、4件の工事について不適切な事務が、また、工事の契約に係る様式を用いて発注すべきであったが、物品の契約に係る様式を用いて発注した不適切な工事が6件見受けられた。工事では設計書、図面、仕様書で工事予定額、工事内容を記述し発注者としての意図を提示する必要があるが、また、かし担保の設定や監督員、検査員の指名、工事記録写真の整備、監督、検査等で工事の品質の確保が行われなければならない。これらは契約事務規則等に規定されており、これらを満たした様式として工事請負契約に係る様式がある。物品の契約に係る様式では、本来工事が求める条件を満たしておらず、基本的な事務処理が理解されていないといえる。

関係法令の理解と適正な事務処理に努められたい。

別表1

監査を実施した事務を所管する課等一覧表

局・区等	監査実施対象	
会計室	会計管理課，審査課	
保健福祉局	総務部	総務課
	保健医療部	地域医療課，保健予防課， 精神保健福祉センター
	健康福祉のまちづくり部	社会参加推進課，地域福祉課， 地域保健課，課長(歯科・栄養指導)
	高齢者・障がい者施策推進部	施策推進課，在宅支援課， 施設支援課，松濤園
	生活衛生部	動物管理センター，食品衛生検査所
	こども病院・感染症センター事務局	
農林水産局	農林部	総務課，農業政策課，農業振興課， 農地計画課
	水産部	水産振興課，漁港課
	中央卸売市場	鮮魚市場，課長(災害復旧等担当)
住宅都市局	住宅政策部	住宅政策課，都心居住・博多部振興室， 耐震・安全推進課
	建築指導部	建築指導課，監察指導課， まちなみのルールづくり支援センター， 建築審査課，開発指導課
	都市づくり推進部	企画管理課，地域計画課，都心再生課
	伊都区画整理事務所	計画課，換地課，工事課，補償課
	香椎振興整備事務所	計画課，商業対策課，換地課，工事課， 補償課
	市営住宅部	建替整備課，住宅管理課
	公園緑地部	公園管理課，緑化推進課，公園計画課， 公園建設課，動物園
東区役所	総務部	総務課
	地域支援部	市民センター

	地域整備部	地域整備課，生活環境課
	保健福祉センター	健康課，保護第1課，保護第2課，衛生課
博多区役所	総務部	総務課，市民課
	地域支援部	市民センター
	地域整備部	地域整備課，生活環境課
	保健福祉センター	保護第1課，保護第2課，保護第3課
中央区役所	総務部	納税課，固定資産税課
	地域支援部	地域振興課，地域支援課
	地域整備部	生活環境課
	保健福祉センター	福祉・介護保険課
南区役所	総務部	市民税課，固定資産税課
	地域支援部	地域振興課，地域支援課
	地域整備部	地域整備課
	保健福祉センター	地域保健福祉課
城南区役所	区政推進部	企画課
	市民部	納税課，固定資産税課
	地域整備部	地域整備課
	保健福祉センター	福祉・介護保険課，保護課
早良区役所	総務部	企画課，入部出張所
	地域整備部	生活環境課
	保健福祉センター	福祉・介護保険課，健康課，保険年金課，衛生課
西区役所	総務部	総務課，企画課，市民課，市民税課
	地域整備部	地域整備課
	保健福祉センター	地域保健福祉課
	今宿出張所	地域支援課，土木課
福岡市選挙管理委員会事務局	選挙課	
東区選挙管理委員会事務局	次長	
博多区選挙管理委員会事務局	次長	
中央区選挙管理委員会事務局	次長	
南区選挙管理委員会事務局	次長	
城南区選挙管理委員会事務局	次長	
早良区選挙管理委員会事務局	次長	
西区選挙管理委員会事務局	次長	
農業委員会事務局	次長，西支所	
議会事務局	次長	総務課，議事課，調査法制課

別表 2

保健福祉局 監査を実施した工事等一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
若宮老人いこいの家改築工事	12,075,000 円	平成18年12月28日から平成19年6月10日まで
長住中央公園集会所老人いこいの家改築工事	11,760,000 円	平成18年12月28日から平成19年6月10日まで

平成 18 年度堅粕 1 号墓地隣接家屋 除却工事	当初 変更	2,462,250 円 3,491,250 円	平成18年12月7日から 平成19年3月30日まで
老人福祉センター福寿園給水施設 改良工事		3,150,000 円	平成19年7月28日から 平成19年11月13日まで
福岡市民病院空気調和設備機器保 守点検業務委託		15,734,250 円	平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで
外 (テーマ監査) 14 件			

別表 3

## 東区役所 監査を実施した工事等一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
県道志賀島和白線(志賀島橋)改 築工事	当初 220,500,000 円 変更 227,285,100 円	平成18年11月7日から 平成19年7月31日まで
県道志賀島循環線法面改良工事	当初 90,063,960 円 変更 107,134,650 円	平成19年9月11日から 平成20年5月31日まで
県道志賀島循環線道路災害復旧工 事(仮復旧)	当初 22,575,000 円 変更 24,313,800 円	平成18年9月12日から 平成18年12月10日まで
松島貝塚線貝塚跨線橋耐震補強工 事	当初 76,020,000 円 変更 75,223,050 円	平成19年11月28日から 平成20年3月18日まで
市道他香椎浜 2230 号線照明灯設置 工事	当初 9,345,000 円 変更 9,758,700 円	平成19年2月2日から 平成19年3月20日まで
外 (局別監査) 11 件, (テーマ監査) 32 件		

別表 4

## 博多区役所 監査を実施した工事等一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
吉塚 676 号線歩道設置工事	当初 49,980,000 円 変更 33,496,050 円	平成19年3月28日から 平成19年11月30日まで
国道 385(東住吉小)歩道橋補修工 事	当初 44,100,000 円 変更 49,130,550 円	平成19年7月3日から 平成20年3月15日まで
市道博多駅春日原 1 号線外 1 箇所 舗装補修工事	当初 95,445,000 円 変更 99,198,750 円	平成19年12月18日から 平成20年7月31日まで
住吉幹線清掃業務委託	24,150,000 円	平成19年2月15日から 平成19年3月25日まで
中比恵公園駐輪場駐輪機器等設置 工事	28,227,150 円	平成19年12月27日から 平成20年3月15日まで
外 (局別監査) 6 件, (テーマ監査) 16 件		

別表 5

## 中央区役所 監査を実施した工事等一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
-------	---------	-----

市道白金通線道路改良工事	当初 72,660,000 円 変更 79,767,450 円	平成19年7月26日から 平成20年7月31日まで
市道警固今泉線道路改良工事	当初 65,625,000 円 変更 74,670,750 円	平成18年3月25日から 平成19年3月15日まで
1級市道博多駅草ヶ江線橋梁維持 補修工事(柳橋伸縮継手補修)	18,475,695 円	平成18年8月31日から 平成18年11月28日まで
天神自転車駐車場改修工事	当初 25,747,785 円 変更 26,138,700 円	平成19年3月30日から 平成19年6月25日まで
市道赤坂 826 号線道路照明灯設置 工事	当初 24,990,000 円 変更 25,962,300 円	平成19年1月25日から 平成19年3月15日まで
外 (局別監査)10件, (テーマ監査)18件		

別表 6

南区役所 監査を実施した工事等一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
市道多賀 3079 号線道路改良工事	当初 55,125,000 円 変更 56,221,200 円	平成18年12月5日から 平成20年1月31日まで
市道塩原野間線道路改良工事	当初 48,195,000 円 変更 48,319,950 円	平成19年11月2日から 平成20年3月15日まで
市道高宮・長尾線道路舗装工事	当初 24,150,000 円 変更 31,855,950 円	平成18年11月16日から 平成19年5月31日まで
南区役所駐輪場整備工事	当初 7,019,250 円 変更 7,184,100 円	平成19年1月5日から 平成19年3月10日まで
大橋駅東口歩道照明灯設置工事	当初 9,135,000 円 変更 10,027,500 円	平成18年8月9日から 平成18年12月6日まで
外 (局別監査)8件, (テーマ監査)24件		